

法律・県条例が改正されます

## 喫煙マナーを守りましょう



健康増進法、県受動喫煙防止条例が改正されました(詳しくは県ホームページをご覧ください)。

喫煙する人はマナーを守り、特に子どもや妊婦が近くにいるときは喫煙を控えるなど、受動喫煙に気をつけましょう。



県ホームページ  
二次元コード

### 喫煙禁止区域が定められました

次の区域で喫煙をすると最大30万円以下の過料の対象となります。

- ・学校・病院などの敷地内およびその周辺
  - ・飲食店など多くの人が利用する建物内(※)
  - ・観覧場・公園(※)
  - ・お店の入口などが相互に近接利用する場所(※)
- ※要件を満たせば屋内外喫煙場所の設置可

### 20歳未満の人や妊婦を受動喫煙から守るために

20歳未満の人や妊婦の近くでの喫煙は禁止です。家庭の居室や車内で一緒にいる場合も禁止です。

また、施設管理者は、20歳未満の人や妊婦を喫煙可能な場所に立ち入らせることが禁止されます。アルバイトとして働く場合も同様です。

### 相談・問合せ先

兵庫県健康増進課 ☎078-341-7711(内線3269・3245)

ふるさと同窓会応援事業

## 同窓会の開催に補助金



同窓会をきっかけに、南あわじ市出身者が地元に戻り、つながりを持ち続けられるよう、開催費用の一部を補助します。

### 対象

次の要件をすべて満たすこと

- ①市内の同一の小・中・高校・大学の卒業生同士が開催
- ②市内の飲食店などで開催
- ③出席者が10人以上で、うち3分の1以上が市外在住

### 対象経費

案内文書の印刷・送付代、記念写真代、会場使用料、送迎バス代(沼島が会場の場合は乗船代も対象)

※飲食代は対象外

### 補助額

市内在住者1人につき1,000円、市外在住者1人につき3,000円(上限5万円)

### 申請方法

申請書に収支予算書、出席者名簿を添えて、開催日の14日前までに提出。

### 申込・問合せ先

ふるさと創生課つながり開発室 ☎43-5205

## 南あわじ動画ライブラリー



広報情報課では南あわじ市 PR 用の動画を制作し、フェイスブックやインスタグラムを通じて市内外へ広く PR しています。

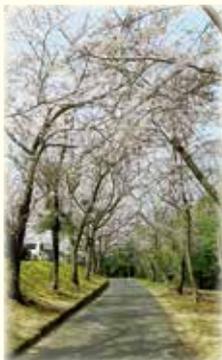
動画は、次の二次元コードから動画 (YouTube) をご覧ください。

### 諭鶴羽ダム公園の桜

淡路島最高峰である諭鶴羽山のふもとにある諭鶴羽ダム公園。

桜の季節になると、植樹されている約 800 本のソメイヨシノが咲き誇ります。

ダム周遊道路は「桜のトンネル」ができ、湖面に桜が美しく映ります。



### 南あわじ旬だより

フェイスブックとインスタグラムで、南あわじ市の旬な情報を写真や動画でお届けしています。ぜひ、フォローをお願いします。

Facebook



Instagram

